

# 訴 状

平成 29 年8月18日

名古屋地方裁判所 御中

怠る事実の違法確認請求事件

## 請求の趣旨

- 1、被告が、高齢者社会参加援護事業に係る電車・バス共用福祉回数乗車券（以下「福祉回数券」という。）の福祉回数券供給者である豊鉄バス株式会社に、使用実績に基づかない支出をしていることが違法であることを確認する。
  - 2、訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者について

- 1、原告らは、愛知県豊橋市に居住する住民である。
- 2、被告は、豊橋市長佐原光一（以下、「被告」という）であり、豊橋市の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有するものである。

## 第2 怠る事実

### (1) 福祉回数券について

豊橋市では、高齢者社会福祉事業として高齢者の外出支援・地域活動への積極的な参加を促すことを目的とし、70歳以上の住民に2,000円分の福祉回数券」またはタクシー料金助成乗車券(以下「タクシー乗車券」という)を交付、80歳以上の住民には4,000円分を交付している。当該事業の流れについて平成26年度包括外部監査報告書(甲1、152ページ)から引用して以下に説明する。

当該事業は、市内在住の70歳以上の方(養護・特養入所者を除く)を対象にしており、その流れは以下のとおりである。

- ① 市から対象者に対して引換ハガキを送付
- ② 対象者は、引換ハガキを郵便局または市役所に持参し、電車・バス共用福祉回数乗車券(以下、「福祉回数券」という。)、タクシー料金助成乗車券(以下、「タクシー助成券」という。)を受取る(福祉回数券、タクシー助成券の交付)。
- ③ 対象者が受取った福祉回数券もしくはタクシー助成券を使用する。
- ④ 市が福祉回数券、タクシー助成券の支払をする。支払の方法は以下の2とおりである。

#### (ア) 福祉回数券

年度当初に予想交付枚数分の福祉回数券を業者から券面額(2,000円)の80%で購入。年度末に未交付枚数を精算する。

#### (イ) タクシー助成券

毎月タクシー会社からタクシー助成券の利用実績の報告と共にタクシー助成券の使用金額の請求が届く。このタクシー会社からの請求に基づいて支払。

以上

福祉回数券は 2,000 円の券面額に対して80%の 1,600 円で購入していることになるが、80%とする根拠は制度導入時の利用率が 80%であったことに基づくものであることが平成 26 年度包括外部監査報告書からわかった。つまり購入額は80%に値引きされているのではなく、券面額通りの 2,000 円で購入している。

そして当該外部監査は「タクシー助成券は、利用実績に基づいた支払いが行われているが、福祉回数券についてはその購入価額は券面額の80%と一定である。この80%は制度導入当時の利用率である。現状は交付された福祉回数券の使用実績を把握していないため、購入価額の80%の経済性が検証することができない。そのため電車、バスの運行業者に依頼して何らかの方法で福祉回数券の利用実績を把握すべきである。」と勧告している(甲 1、154 ページ)。

## (2) 違法・不当な公金支出となる理由

① 豊橋市議会議員である原告寺本泰之は、それまでに福祉回数券の使用率に関して担当部局や議会で調査や質問を行ってきたが、平成29年3月議会定例会の一般質問で、当該外部監査の勧告に従い福祉回数券の使用実績の調査について質問したところ、豊橋市は調査をしないと答弁した(甲2)。調査できない理由に「調査の作業量も多く、それに要する経費も多額になることが見込まれることから、調査を行うことは大変難しいと考えております。」と答弁している(甲 2、73 ページ)。寺本は、平成 28 年 12 月 12 日に福祉回数券供給者の豊鉄バス株式会社の親会社である豊橋鉄道株式会社鉄道部運輸営業課課長(運転管理者)村井伸行

氏と次長兼運輸営業課長梅村仁朗氏に当該調査について尋ねたところ「回数券等の調査はできるが、手間とコストのことがあり市と相談する。」と述べた。

地方自治法第138条の2には「普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と定めている。豊橋市が、運行業者が実績調査をできるとしているにも拘わらず調査費用の見積もりも取らず「調査を行うことは難しい。」として一方的に「調査は行わない」としていることは地方自治法 138 条の 2 に反する。

## ② 監査結果(甲3)にある監査委員の判断について

ア、豊橋市監査委員(以下「監査委員」という。)は、監査結果において本件事業の福祉回数券の使用実績調査は地方自治法 138 条の 2 でいう義務にあたるとして審査を行っている。しかし、平成 27 年 6 月以降事業者と使用実績の把握に向けた協議がされていることから、地方自治法第 138 条の 2 には反しないと判断した。そして原告の監査請求については理由がない、として棄却した。

しかし、平成 27 年 6 月以降行われている、とされる運行業者との協議についてその内容を原告が情報公開したところ「豊鉄バスとの打ち合わせ(運賃集計について)とされる文書が 1 枚公開された(甲 4)。そこには毎年 6 月に 1 カ月間乗降調査をしている、とある。この乗降調査について長寿介護課に問い合わせたところ「この乗降調査は都市交通課が行っているので、調査結果等は都市交通課に問い合わせしてほしい。」ということであった。都市交通課に問い合わせた資料が域内生活路線(市単独補助路線)(甲5-1)である。

豊橋市は、生活路線維持費補助金交付制度を設けている。豊橋市内を走る乗

り合いバスの赤字路線に対して補助金を支払う制度である。この補助金申請を行うために必要な資料が「域内生活路線」である(豊橋市バス運行対策費補助金交付要綱第7条、第13条(甲5-2))。この「域内生活路線」作成にはすべての路線の乗降調査(運賃箱の中の現金、一般回数券、福祉回数券等の集計)が必要となる。「域内生活路線」は路線毎に経常収益、経常費用が乗降実態数から欠損額を算出し、この路線別欠損額の総額が豊橋市から補助される制度である。この段階で福祉回数券の使用実績は把握できる。長寿介護課が「近隣市の福祉回数乗車券やその他さまざまな回数券、乗車整理券を加えると膨大な数になるから使用実績の調査は困難だと答弁を繰り返していたが、「域内生活路線」資料から福祉回数券の使用実績は一目瞭然に分かる。また長年に亘り豊橋市は、豊鉄バス株式会社から補助金申請を受けており、乗降調査資料に基づいて補助金交付を実施している。長寿介護課職員も監査委員もこの「域内生活路線」をもってすれば使用実績に基づいた支払いが容易にできるはずである。

監査委員は公正不偏な職責を果たさず、長寿介護課職員も運行业者と共謀しているとしか思えないような、なおざりの聞き取りに終始している。つまり長寿介護課職員、運行业者、監査委員3者とも公金で行われている事業に対する認識が不誠実であったことが分かる。

イ、監査委員は、福祉回数券の購入価格は、券面額2,000円の回数券を券面額の80%に相当する1,600円で購入しているが、当該事業と目的を同じくする事業をしている近隣市においては、券面額の約90%で購入していることを理由の一つにあげて本件福祉回数券の購入価格決定が地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に反していないとした。(甲3, 3ページ)

原告は、前記近隣市はどこかと長寿介護課に訊ねたところ豊川市であると言われたので豊川市に出向き聞き取りを行った。豊川市は、市民税が非課税である70歳以上を対象として、一人1,000円分(バス運行会社から一般回数券100円券11枚)を配布される。今年度の使用者は約600人、総額60万円である。豊橋市の毎年購入額約5,000万円とは全く比較にならない。納得できる事例ではない。

また、監査委員は、事業者からは「着札数の正確な把握が困難であるから原契約(発券契約)方法で実施しており、運賃の割引はもっぱら事業者の経営努力の結果である。」(甲3, 3ページ)とのことだとして、ことさらに割引いて購入しているがごとく述べているが、豊鉄バス株式会社は買い物回数券として2,900円分の回数券を31%引きの2,000円で一般小売している。そのことから考えれば豊橋市に年間約5,000万円売却のどこが経営者の努力といえるのだろうか。

事業者においては生活路線維持費補助金交付制度で補助金を申請するにあたり着札のすべてを正確に把握していなければならないことになっている。そうであるならば事業者は虚偽発言をしたことになる。

ウ、以上ア、イから監査委員は、長寿介護課職員と豊鉄バス社員の虚偽の「煩雑で困難」とする意見のみで判断し、公正で適切な監査を行っていないことが分かる。

監査委員の職責が著しく問われる監査結果である。

③ 使い勝手のよいタクシー助成券の使用率は数年70%前後である(甲1、153ページ)。電車バスの福祉回数券の使用率を80%の見込み払いには未使用回数券が相当額あると推察できる。ムダな税金の支出があると考えられる。使用実績調査ができるのに調査をしない豊橋市の対応は、ムダな税金の支出に通じる。

地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条に違反する結果となる。

### (3)結論

以上より、高齢者社会福祉事業における福祉回数券に関する支出を継続することは、地方自治法が第138条の2で普通公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課していること、同法第2条14項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法第4条1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに鑑みれば当該支出は、違法・不当な財務上の支出である。支出権限者である被告は、実績調査を行い使用実績に基づいた支出を行う義務があるのに怠っている。

## 第3 監査請求

原告らは、平成29年5月31日付で豊橋市監査委員に対し、地方自治法第242条第1項に基づき、被告に対して福祉回数乗車券購入契約を解除し、使用実績に基づく支出購入契約とすることとし使用実績の調査を求める住民監査請求を行った(甲6)が、豊橋市監査委員は、平成29年7月21日付でこれを棄却した。

## 証拠方法

別紙証拠記載の通り

## 添付書類

訴状副本 1通

甲号証写し 各1通



訴訟物の価格 算定不能

貼用印紙 金 13,000円

添付郵券 金 8,890円